

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日
が
休日
のため
の
翌
日
に
お
き
ま
す)

目 次

◇告 示

字の区域の変更(地方課)

結核予防法による医療機関の指定(健康対策課)

地域雇用開発計画の策定(職業安定課)

土地改良法による換地処分(農村整備課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(〃)

◇公 告

保安林の指定予定(造林課)

自衛官の募集(消防防災課)

告 示

鳥取県告示第五百四十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、岸本町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつた

ので、同条第二項の規定により告示する。
この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第四項の規定による大原千町第二地区第二工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十二年六月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和六十一年五月一日現在の地番による)
大字久古字幸助山	大字久古字幸助山のうち一一一九の一から一一一九の三までの一部、一一二四の一部、一一二五の三の一部、一一二六の一部、一一二七の一部、一一二八の一部、一一二九の二の一部、一一三〇の一から一一三〇の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字久古字大原	大字久古字幸助山一一三〇の三の一部、一一三〇の四の一部 大字久古字大原下のうち一一三一の三の一部、一一三一の五の一部、一一三一の六の一部、一一三二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字久古字大原中一一三九の二の一部及びこれと一体をなす国有地 大字久古字中原上ノ段一一三〇八の一部及びこれと一体をなす国有地の一部 大字久古字新助屋敷一三四一の五

大字久古字中原 上段	大字久古字中原 屋敷	大字久古字家ノ 前谷	大字久古字柳ノ 元	大字久古字大原 中
大字久古字中原中一二三九の二の二の 一部、一一三九の六の一部、一一三九の七の一部、一一四〇	大字久古字中原屋敷のうち一二五五の一、一二五五の二、 一二五六の一部、一二五七の二の一部、一二五七の二の二の 一部、一二五八の二から一二五八の三まで、一二五九の一、 一二六〇の二の一部、一二六〇の二の一部、一二六六の一 部、一二六九の二の一部、一二六九の二の一部、一二七〇、一 二七二の二の一部、一二七三の二の一部、一二八七の二の一部、一二八 九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字久古字家ノ前谷の全域	大字久古字柳ノ元のうち一一九六以外の区域	大字久古字幸助山一一一九の二から一一一九の三までの一 部、一二六の二の一部、一二七の二の一部、一二七八 の二の一部、一一三〇の二の一部、一一三〇の三の一部及びこ れらと一体をなす国有地の一部 大字久古字大原下一一二三の二の一部、一一三一の五の一 部、一一三一の六の一部、一一三二の二の一部及びこれら と一体をなす国有地 大字久古字大原のうち一一三九の二の一部、一一三九の 二の一部、一一三九の六の一部、一一三九の七の一部、一 一四〇の二の一部、一一四〇の六の一部及びこれらと一体 をなす国有地以外の区域 大字久古字中原屋敷一二五五の一、一二五五の二、一二五 六の一部、一二五七の二の一部、一二五七の二の一部、一 二五八の二から一二五八の三まで、一二五九の二、一二六 〇の二の一部、一二六〇の二の一部、一二六九の二の一部、一二 六九の二の一部、一二七〇及びこれらと一体をなす国有地

医療機関名 アンシン薬局		所 在 地 米子市東町一九八	指 定 年 月 日 昭和六十二年六月八日
鳥取県知事 西 尾 邑 次			
<p>鳥取県告示第五百四十一号</p> <p>結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に 基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和 二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。</p> <p>昭和六十二年六月二十六日</p>			
大字久古字新助 屋敷	<p>の二の一部、一一四〇の六の一部及びこれらと一体をなす 国有地 大字久古字中原屋敷一二六六の一部、一二六九の一部、一 二六九の二の一部、一二七二の一部、一二七三の一部、一 二八七の一部、一二八九の一部及びこれらと一体をなす国 有地 大字久古字中原上ノ段のうち一三〇八の一部及びこれと一 体をなす国有地の一部以外の区域</p>		
大字久古字幸助山一二二四の一部、一二二五の三の一部、 一一二九の二の一部、一一三〇の二の一部及びこれらと一 体をなす国有地 大字久古字新助屋敷のうち一三四一の五以外の区域			

鳥取県告示第五百四十二号

地域雇用開発等促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第七条第一項の規定に基づき、倉吉市及び東伯郡の区域並びに米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係る地域雇用開発計画を策定したので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和六十二年六月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 地域雇用開発計画の期間

昭和六十二年四月一日から昭和六十七年三月三十一日まで

二 地域雇用開発計画の内容

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県商工労働部職業安定課、倉吉公共職業安定、米子公共職業安定所及び境港公共職業安定所並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、大原千町土地改良区から同土地改良区が行う土地改良事業に係る大原千町第二地区第二工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十二年六月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百四十四号

倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）板橋地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年六月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年六月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百四十五号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林

法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年六月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川字ヒレジ折橋一二八三、佐治村大字刈地字横走り五〇八の一、五〇八の二、字藤ハラ五〇六の四

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

二 1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡家町大字麻生字澤六〇〇の一、六〇〇次二、六〇一の一、

六〇一の二

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

三 1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡八東町大字清徳字水出口三八の二、字上河原三九の二、字水出二三四から二三七まで、若桜町大字屋堂羅字小場五一六、五二二の一、五二二の二、字小場ノ奥一〇九五、大字菴米字シヨムカ六三五の四九、六三五の一六六、字堂ムカイ六三七の一六、用瀬町大字安蔵字林ノ谷一三〇九の二、一三〇九の三、一三一四、佐治村大字高山字淵尻平七四七の五、七四八

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字淵尻平七四七の五・七四八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字水出二三四（次の図に示す部分に限る。）

(3) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び関係町村役場に備え置つて縦覧に供する。）

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定に基づき、昭和62年度第2次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり公告する。

昭和62年6月26日

鳥取県知事 西 尾 豊 次

- 1 採用する自衛官
 - 二等陸士、二等海士及び二等空士
- 2 募集期間
 - (1) 男子 昭和62年7月1日から同年9月30日まで
 - (2) 女子 昭和62年9月1日から同年9月30日まで

3 試験期日

- (1) 男子 募集期間中の毎日。ただし、次に掲げる日を除く。

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

- (2) 女子 昭和62年10月6日

4 試験場

- (1) 男子

鳥取市鍛冶町18-3

自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市見日町709

自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市東町327

自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

- (2) 女子

米子市両三柳2603

陸上自衛隊米子駐屯地

5 採用予定月

- (1) 男子 募集期間中の毎月
- (2) 女子 昭和63年3月

6 その他

- (1) 応募資格

採用予定月の1日現在で満18歳以上25歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める中学校卒業程度以上

の学力を有し、かつ、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事項に該当しないものとする。

(2) 試験科目

- ア 筆記試験（国語（作文を含む。）、社会及び数学）
- イ 身体検査
- ウ 口述試験
- エ 適性検査

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百円（送料を含む。）】